

# よかかせ

第 12 号

2016年(平成28年)

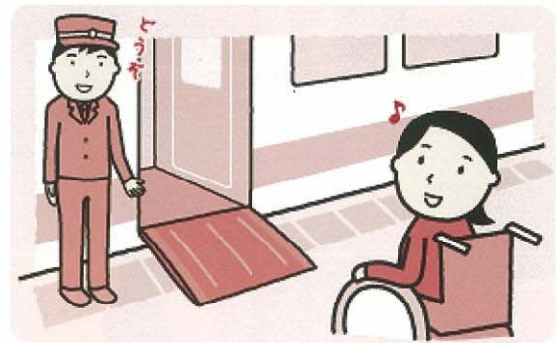
発行日 6月10日

発行：中間市人権男女共同参画課

## 人権センターだより

平成28年4月1日 から  
しょうがいしゃさべつかいしょうほう  
**障害者差別解消法**  
(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)  
がスタートしました!

この法律は、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。役所や会社、お店などで、障がいを理由に正当な理由なく「**不当な差別的取扱い**」を禁止しています。



### 「不当な差別的取扱い」とは?

役所や会社、お店など（事業者）は、サービスを提供するにあたって、障がいがあることで、障がいがない人にはつけない条件をつけることなどです。事業者には、利用者それぞれの障がいに合った、必要な工夫ややり方に対応に努めることが求められます。

### 例えば.....

#### 不当な差別的取扱い（例）

- 障がいを理由としてサービスの提供や入店を拒否すること。

#### 合理的配慮（例）

- 障がいのある方の障がいの特性に応じて、筆談や読み上げ等で対応すること。
- 車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすること。

中間市人権センターには  
このような設備があり、  
今後も取組を進めて行きます。



車いす用スロープ



多機能トイレ



エレベーター



「音声コード」  
読上対応携帯電話



筆談用ボード



# 人権の花「ひまわりの種」贈呈式

人権擁護委員さんから児童へ、ひまわりの種を渡しています。



児童を代表してお礼の言葉!



ポットに土を入れ、ひまわりの種を早速まいています!



4月21日底井野小学校で「ひまわりの種」の贈呈式が行われました。昨年度、中間南小学校のみなさんが、大切に育ててくれたひまわりから採れた種です。この運動は、毎年市内の小学校へ「ひまわりの種」を贈呈し、花を育てることで命の尊さを実感し、思いやりの心を育てていくことを目的とした運動です。

今年の夏も、児童たちが一生懸命育てたひまわりを数多く見ることができるよう。



底井野小学校のみなさん、大きなひまわりに育ててください!

## 講座を紹介します

人権センターでは、「コーラス活動」「リンパヨガ講座」「隣保館デイサービス」を定期的で開催し、多くの受講者で賑わっています。このうち、「コーラス活動」は7年目に入り、平均年齢は高めメンバーで活動しています。市内で教鞭を執られていた松本先生より、歌うことの楽しさを教えていただきながら活動しています。



昨年11月のハーモニーホールでの発表の様子です。

毎月第1・第3月曜日の午後に集まり、発声練習で喉の調子を整えてから季節の歌を歌い、課題曲の練習をしています。発表の場として、毎年11月に行われる「人権・解放文化祭」でお披露目しています。今年は、「川の流れのように」と「3つのわらべうた」に取り組んで、元気に楽しく活動しています。



# 人権教育はいま!

シリーズⅦ  
中間中学校

シリーズ第7弾は、中間中学校の人権教育を紹介します。今回は、「生命の大切さ、性の尊重を考える」をテーマにした体験活動について報告します。

## 「生命の大切さ、性の尊重を考える」

昨年度、中間中学校では、中間市保健センターの事業を利用して「生命の大切さ、性の尊重を考える」をテーマにした体験活動を行いました。内容は最初に助産師による講話と赤ちゃん人形を使ったふれあいの疑似体験を行いました。その後、今回のテーマに沿ったグループワークによる振り返りをそれぞれの担任教師としました。この体験学習を通して生徒たちは、命の大切さだけでなく、家族との絆、親のありがたさ、自分の将来の夢、他者への思いやりなども考えることができたようでした。



(助産士 金子由香利先生の授業)

### 参加した生徒の感想

この授業を通して、改めて命の大切さや子育ての大変さがわかり、「お母さんって本当にすごいなあ」と感じました。

自宅出産の映像が心に残りました。男だから女性のことはわからないけど、出産の時は痛くてつらそうなのがわかりました。自分もこうやって生まれてきたのだと改めて考えました。



(赤ちゃん人形ふれあい体験)



(グループワーク)

(前文略) 将来の夢は、英語を使った仕事に就きたいと考えています。職に就くまでには、とても多くの人に迷惑をかけると思うけど、支えてくれた人たちを悲しませないように努力していきたいです。

妊娠することは、そんな簡単なことじゃないということを改めて感じたし、自分の命をもっと大切にすることや簡単に「死にたい」とかいわないようにしたい。もっと人のことや命のことを大事にしていきたいと強く思いました。



# 7月は 同和問題 啓発強調月間 です

これに合わせて、街頭啓発を行います。  
当日は、啓発チラシおよびグッズを配布します。

日時：7月5日(火) 10時30分から  
場所：イオンなかま店 出入口4カ所

## 「第4回中間市人権フェスティバル」の 開催が決定しました!

日時：7月29日(金) 14:00 ~ 20:00  
場所：なかまハーモニーホール

同和問題に正しい理解と認識を深めていただくため、  
多くの市民の皆さんの参加をお待ちしております。

## 人権擁護委員をご存知ですか?

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、「なやみごと相談」や人権の考えを広める活動をしている、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。中間市では、市内在住の6名の委員が活動しています。

「なやみごと相談」では、毎月第2水曜日に人権擁護委員が市民の皆さんのなやみごとや困りごとに対し、無料で相談を受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。予約は不要です。 ※電話での相談はご遠慮ください。

日時：7月13日(水)  
8月10日(水)  
9月14日(水)  
13時30分から15時30分  
場所：中間市人権センター



## 平成28年熊本地震の 義援金箱を設置しています

平成28年4月14日に発生した平成28年熊本地震によって、被害を受けられた被災者を支援するために、人権センターにも義援金箱を設置しています。お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社に送金し、全額を被災された皆様にお届けします。



設置期間は、  
平成28年6月30日(木)  
午前中までです。

## 「子育てで女性再就職支援」 出張相談

子育てと仕事を両立したい女性の方を応援します。  
※2日前までに予約が必要です

予約問い合わせ ☎ 093-533-6637  
(子育て女性就職支援センター)

日時：7月14日(木)  
8月12日(金)  
9月8日(木)  
いずれも10時から12時

場所：中間市人権センター



中間市人権センター  
ピンクの建物が目印です。

中間市岩瀬1丁目17-1 ☎093-245-3511